

令和6年度

# 登別市定期監査報告書

登別市監査委員

登 監 第 136 号  
令和7年1月27日

登 別 市 長 小笠原 春 一 様  
登 別 市 議 会 議 長 辻 弘 之 様  
登 別 市 教 育 委 員 会 教 育 長 安 宅 錦 也 様  
登 別 市 選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長 和 田 卓 士 様  
登 別 市 農 業 委 員 会 会 長 山 下 篤 様

登別市監査委員 佐藤 紀清  
登別市監査委員 工藤 俱二雄

令和6年度定期監査の結果に関する報告の提出について

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項に基づき、監査を実施したので、同条第9項の規定により、その監査結果に関する報告を別紙のとおり提出する。

なお、監査の実施に当たっては、登別市監査基準に準拠した。

# 定期監査報告書

## 1 監査の期間

令和6年9月13日から令和7年1月23日まで

## 2 監査の対象部局

総務部、市民生活部、保健福祉部、観光経済部、都市整備部、会計室、教育委員会、消防本部・署、議会事務局、選挙管理委員会事務局、農業委員会事務局

## 3 監査の範囲

令和5年4月1日から令和5年9月30日までに執行された財務に関する事務及び令和5年度執行分の給付等事務、契約等事務、財産管理事務（必要に応じて他の年度の執行分も一部対象とした）。

## 4 監査の方法

財務に関する事務、給付等事務、契約等事務、財産管理事務及びこれらに関連する事務が法令に適合し、正確で、予算に基づき適正に執行されているかを主眼とし、実施にあたってはあらかじめ資料の提出を求めるとともに、その中から抽出により検査及び現地監査を実施して、関係職員から内容について説明を受けた。

抽出した関係書類及び現地監査施設は別表1から4のとおり。

別表 1

## 給付等事務（抽出）

対象部局	事業名
保健福祉部	子育て世帯物価高騰対策給付金給付事業
	高齢者等介護用品給付事業
都市整備部	登別市空家等対策事業補助金

別表 2

## 業務委託契約・物品売買契約等（抽出）

対象部局	契約名	契約業者
総務部	LoGo チャット利用	リコージャパン株式会社
	インフラ情報デジタル化・地理情報システム導入業務委託	ESRI ジャパン株式会社
	登別市本庁舎外構実施設計業務委託	株式会社キタバ・ランドスケープ
市民生活部	インターネット公売システムに関する契約	紀尾井町戦略研究所株式会社
保健福祉部	生活保護システムクラウド利用サービス初期構築業務委託	北日本コンピューターサービス株式会社
	生活保護システムクラウド利用サービス	
	生活保護システム改修業務委託(被保護者調査に関する調査項目の追加等対応)	
観光経済部	登別サテライトオフィス等誘致モニターツアー実施業務委託	株式会社 JTB 北海道事業部
	自動車賃貸借（大型バス）	北海道リース株式会社苫小牧支店
	バスラッピング貼替業務委託	旭エンジニアリング株式会社
	観光施設維持管理業務委託	一般社団法人登別国際観光コンベンション協会
	カルルス温泉サンライバスキー場令和5年度圧雪車整備修繕	スノーシステムズ株式会社
都市整備部	登別市内水浸水想定区域図作成業務委託	株式会社 NJS 札幌事務所
教育委員会	小学校校舎落下防止対策設置業務委託	新光建設株式会社

教育委員会	小学校体育授業支援事業委託	特定非営利活動法人おにスポ
教育委員会	登別市地域学校協働本部事業の運営管理に関する業務委託	登別市地域学校協働本部 実行委員会
教育委員会	幌別東小学校区放課後子ども教室の運営管理に関する業務委託	幌別東小学校区放課後子ども教室 実行委員会
教育委員会	鷺別地区放課後子ども教室の運営管理に関する業務委託	鷺別地区放課後子ども教室 実行委員会

別表 3

## 工事契約等 (抽出)

対象部局	施設名等	契約業者
総務部	旧陸上競技場倉庫等解体工事	有限会社柳重機
市民生活部	葬斎場空調設備改修工事	オール設備株式会社
保健福祉部	鉄南ふれあいセンター外壁・屋外避難階段改修工事	遠田建設株式会社
都市整備部	若草町4丁目改良工事	株式会社北都建設
	若草町6丁目配水管改良工事(推進工)	株式会社草塩建設
教育委員会	幌別小学校校舎予防改修(外壁)工事	和田・新光一般共同企業体
	幌別小学校校舎予防改修(屋上防水)工事	株式会社東亜ソロリフォーム
	幌別・青葉小学校屋内運動場LED照明改修工事	株式会社末永電気工事
	西陵中学校屋内運動場LED照明改修工事	株式会社吉野電気商会
	幌別小学校遊具改修工事	住研ホーム株式会社

別表 4

## 現地監査 (抽出)

対象部局	施設名等	実施日
教育委員会	幌別小学校 西陵中学校	令和6年11月22日

## 5 監査の結果

監査対象事務事業の執行については、全体を通じておおむね適正に処理されていると認められたが、一部において是正、改善等が必要な指摘事項があった。

監査の際にみられた事務処理上留意すべき軽微な事項については、監査の過程において担当グループに対し指導を行った。

特に改善を要するものについては、主管部署のみに関わるものは主管部署で調査検討のうえ改善し、全部署に関わるものについては、しかるべき部署が全部署に改善を指示するなどの措置を講じるとともに、各グループ等の管理監督者は業務の遂行にあたっては、根拠となる関係法令などを確認し、適切な方法で事務処理するよう望むものである。

各部署における監査の内容及び意見は、次のとおりである。

### (1) 収入事務

#### 領収書（登別市財務会計規則第51条）に関する事務について

【全庁】

領収書の記載方法について、鉛筆で記載された例が見られたほか、金額に¥マークがない、未使用欄を×で締めていない、誤記抹消の処理方法を誤っていたものなどが散見された。

また、領収書の使用方法について、当初の使用者が人事異動により使用しなくなった領収書を、廃止の処理を行わずに別の者が使用していた例が見られた。

領収書は、現金受領に関する重要な証憑書類であることから、事務処理は例外なく適正に行われる必要がある。今年度から領収書の点検が実施されていること、前回の定期監査において求めた一連の取り扱い方法等を定めたマニュアル作成に取り組んでいることが確認されたことから、マニュアルを早急に整備し、現金出納員及び現金取扱員に周知徹底することを望むものである。

### (2) 支出事務

#### 支出負担行為に関する事務について

【全庁】

登別市事務決裁規程の別表第1通則の4及び5により、支出負担行為書の決裁を総括主幹の専決とする場合の要件を満たしていないものが多数見受けられた。同規程では、①支出を予定している支出科目及び起案日現在の当該支出科目の予算残額、②支出負担行為予定額及び当該予定額を支出した場合の当該支出科目の予算残額を含む文書

を要するものとしていることに十分留意されたい。なお、当該規程は、事務の効率化を目的としたものと思われることから、必要に応じて実務と照らし合わせ、合规性を保ちつつ効率化がなされているか、検証することを望むものである。

#### 【全庁】

決裁区分を誤っていた例、添付した内訳書の金額が誤っていた例が見られたほか、添付書類が不足していたものが散見された。登別市財務会計規則や登別市事務決裁規程により必要な書類及び決裁区分をよく確認し、適正な事務の執行に努められたい。

#### 【総務部、保健福祉部】

例月出納検査において重要指摘とした事項として、光回線使用料及び電話回線使用料の支払いが遅延したことにより、延滞利息を支払った例、また、日常生活用具の給付において、申請を二重で受け、二重払いが発生した例があった。

#### 【教育部】

水泳授業等に係るバスの賃貸借について、新型コロナウイルス禍で中止していた授業が令和5年度に再開されたところだが、感染症の状況を鑑みて、学校からの連絡に応じ都度個別の発注を行っていた。総体の金額や業務内容を考慮すると、一括して契約事務を行うことが望ましいものと考えられることから、コロナ禍後の昨今の状況も加味し、より適切な方法により事務を進められたい。

### 変更支出負担行為に関する事務について

#### 【全庁】

変更支出負担行為書について、戻入日と変更支出負担行為書の起案日が半年以上乖離していた例が見られたほか、添付書類がないものが多数見受けられた。

また、変更支出負担行為の決裁区分について、登別市事務決裁規程には特段の定めがなく、部署によって運用に相違が生じる可能性があることから、全庁的に統一した認識を持って事務を行うよう望むものである。

### (3) 給付等事務

#### 【総務部、保健福祉部、都市整備部】

抽出により監査した給付等に関する事務については、支給の可否及び額の決定などについて関係書類、その他必要な書類を対象に検査した結果、おおむね適正に処理されていると認められた。

ただし、国等の補正予算による事業など、当初の想定にない新規事業を短期間に実施する例が近年増加していることから、事業の実施に当たっては、人員等事務の体制にも配慮した上、着手されることを望むものである。

#### (4) 契約等事務

【全庁】

契約等に関する事務については、契約の方法、締結などが関係法令などにに基づき適正に行われているかについて、入札書、契約書、検査調書、その他関係書類の検査を行った結果、おおむね適正に処理されていると認められた。

ただし、予算執行伺書の様式中、負担行為済額を記載する欄に、当該契約に係る予定金額を記載していたものが多数見受けられたことから、記載事項の認識を統一されるよう、留意されたい。また、契約書に貼付する収入印紙について、貼付漏れや金額の過不足が散見されたことから、契約締結時には必要に応じて相手方と確認を行い、適正な契約書の作成に努められたい。

#### 登別市インフラ情報デジタル化・地理情報システム導入業務委託

【総務部】

契約期間の最終日に業務完了通知を受領しているが、作業報告書では、契約期間終了後に渡って業務が履行されている事例が見られたことから、適正な事務が遂行されるよう留意されたい。

#### 歳入等の収納に関する委託等について

【全庁】

歳入等の収納を市以外の者に行わせる方法としては、令和3年に地方自治法が改正（令和4年から施行）され、指定納付受託者制度を導入した整理がなされている。これを受けて本市の歳入等の収納に関しても、当該制度によるのか、あるいは私人委託制度により行うのか、整理を進めているとのことだが、全庁的に遺漏のないよう進められたい。

#### (5) 財産管理事務

公有財産等調書、行政財産使用許可調書、物品購入契約等調書、郵便切手受払簿の管理状況について監査を行った結果、おおむね適正に処理されていると認められた。

#### 備品管理について

【会計グループ】

会計室における備品管理台帳システムについて、新しいシステムに移行作業中であるが、令和5年度分以降の整備が進んでいない状況であったことから、原課での管理に支障をきたさないよう、早急に整備されたい。



## 交換契約について

【総務部、都市整備部】

過去5年間における交換契約について調査したところ、令和4年度に除雪車の交換契約を行い、新車と下取り車との交換に際して、多額の差金を支払った事例があった。

物品を交換する契約において、差額を金銭で補足することについては、「登別市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例」において、特段の制約はないものの、交換の趣旨を逸脱しない範囲で運用されるよう、一定の基準を設けるなど検討することを望むものである。

## (6) 現地監査

【教育委員会】

《幌別小学校、西陵中学校》

令和6年11月22日に各学校において、担当から説明を受け、現地監査を行った。

抽出により監査した工事の施工状況等は、各校ともに適正であると認められた。

また、備品、郵便切手、学校図書、理科薬品の管理状況について、同日に現地監査を行った結果、適正に管理されているものと認められた。特に学校図書に関しては、担当教員や学校司書により、児童生徒の利用促進に繋がる工夫がなされており、貸出冊数の増加にも現れていることが認められた。

なお、理科薬品に関して、予算の不足により廃棄を待っているものが散見されたことから、不要な管理上のリスクを低減するためにも、予算措置の上、まとめて整理するよう望むものである。